（一）　第404號　（昭和27年9月25日第三種郵便物認可）　THE MIIKE　（毎週日曜日発行）　1955年 10月 30日 （日）

會社のゼロ回答に鐵ついを下せ

みいけ

発行所
三池炭鑛労働組合
大牟田市不知火町
電話3033番
炭電 528 474番

編集兼発行人 山本博實
三鉱労組印刷工場

三鉱労組機関紙

書記局便り

二十四日　団体交渉
二十五日　大牟田政治局会議
二十六日　団体交渉
二十七日　中央委員会
二十八日　勝立公判
〃　戦術委員会

長計 山元 團交遂に決裂！

終始不遜な會社の態度

31日以降実力行使を決定

三鉱連長期計画闘争指令第一、第二号指令に基き、三鉱労組としても要求事項を摘出整理し十月十二日団交申入れを行い、二十一日第一回の団交以来二十四日までに三回の交渉を重ねたが、号外で既報の通り会社回答は零であった。従って組合は二十六日午後一時までの期限付回答を求め、その間スト権集約の無記名投票を組合員に指示し、二十六日午後からの団交でも、会社側から何ら期待する回答は得られず、組合は「二十九日以降行動の自由を留保する」と宣し、二十七日午前三時、団交は決裂した。執行部は同日午前九時から開かれた中央委員会に山元団交経過を報告し「実力行使に入る段階」の確認をうけ、終了後直ちに戦術委員会を開き、「二十九日以降実力行使に即応出来得る闘勢確立」のスト準備指令を発し、二十八日午前九時から開かれた戦術委員会は「十月三十一日以降無期限部分スト」を指令した。

團交經過

山元の諸問題を摘出、要求事項として二十一日団交を開始した。二十一、二十二の両日の交渉で会社の考え方を引き出すと共に、組合の考え方を徹底せしめた。会社回答は完全にゼロで、特に二十二日浮上櫓事故の問題に関しては、凡そ組合要求とかけ離れたものであった。見舞金十万円及び遺家族即時採用に対してゼロ回答を行っただけでなく、組合側の原因追及に対しても

①直接的な転覆原因としては、荷を積む時に港務所の起重機を使わずに櫓の二股起重機を使った

②間接的原因としては作業員に安定角度の教育を施さなかった。

と不確実、不十分な説明で責任回避に努めたが、鋭い追及にあって最終的には次の四項目を確認した

①綜合的な企画性の欠除

②製作責任者の専門的知識の過信

③艤装途中に於ける綜合的指揮系統がなかった

④保安監督機関との連絡並びに保安監督の不十分

かくて二十二日までに対立点をハッキリさせ、二十四日充員、機構の諸問題につき更につきつめた交渉に入ったが、依然はかばかしい回答が得られないまゝ、もはや実力による打開以外にないことを確認、二十六日午後一時までの期限付で会社に最後回答（特に櫓事故に対する責任所在の明確化を含めて）要求、一先づ交渉を打切った。

一方、中央交渉がどの程度進捗しているか山元と緊密な連絡をとり足並みを合わせる必要があるので河野書記長がオルグとして、二十五日上京、午後九時福利厚生問題に関する交渉が終ったので直ちに中闘委員会を開いてもらい、三池の事情を報告、意見を交換して二十六日帰山した。同日午後一時、左記要旨の会社の回答が寄せられた。

○充員について

出役のバランス、部内集約人員の適正配置等で考慮されるが、充員しなければ出炭されないわけではない。中央で無補充方針が撤回されたので、その線に沿って中央の条件の下で別途話合いたい。

○機構について

現在検討中の機構とも関連があるので、それが終って両組合に話す。

○保安の問題

要は保安の推進にあり、保安の確保は更に一段と努力する。その気持でどうしたら成果が上るか目下検討中で済み次第話す。

○安全委員

各鉱関係は現状でその成果を期待出来ると思っている。本所については監督面を強化すると共に現在の非常任の人の中から必要に応じ定期的に職場を巡回して所期の目的を達して行きたい。港務、三作は現在のまゝで保安の目的は達し得ると思っている。

○事故の問題

見舞金を制度化することについては一事業所で決められるべき性質のものでなく、労炭協定の改訂ともなるので結論を出し得ない。

今回の事故に限るということであれば別途検討して見たい。

子弟の採用＝善処致します。

責任＝前回所長より遺憾を申上げたのでお解りになると思います。該当する人が同席していますので別室で話したい。

○昇格

前回々答通り円滑にやって行きたい。

以上の如く、組合の要求に対し充員、機構、子弟採用の諸点で若干前進した外殆ど誠意が認められないので、これをめぐって検討を加えた結果、中央に支障を来さない限り実力行使を背景としてあくまでも三池の要求として所期の目的を達成するため廿七日全組合員の無記名投票集約をまつて、廿九日一番方以降実力行使態勢を確立するとの方針を決定した。かくて廿七日朝二時四十五分団交再開の冒頭「会社の態度は全く不満だ。よって爾后行動の自由を留保する。但し再考慮の上会社側から団交を持ちたい旨の申入れある場合は考慮の余地あり」ということで打切った。中央の交渉も急ピッチで保安、租鉱権、鉱区、福利厚生の諸問題では諒解点に達し、残る美唄の配転、常任安全委員増員の問題を中心に鋭意交渉が進められている。要は所期の目的達成のため三十一日以降の実力行使を決定した訳である。

【三鉱労組闘争指令第一号】

實力行使準備に關する指令

山元要求事項に関し、昨二十六日の団交に提示された会社側の最終回答は当初予想した通り、その不遜な態度が明確になった。われ／＼は、もはや実力によって会社側の不誠意に鉄槌を下す以外に解決の方途がないことを知り左記の通り指令する。

記

一、十月二十九日以降、如何なる実力行使にも即応出来る態勢を確立せよ。

一、具体的な行動については別途指令する。

【三鉱労組闘争指令第二号】

實力行使突入指令

十月二十七日指令第一号により準備態勢を指示していた山元団交に関する実力行使を左記により実施するに付組合員各位は支部闘争委員長の指示に従い行動せよ。

記

一、指標　山元要求事項の獲得

二、職場大会　日時十月二十九日

三、原炭搬出指否

1、十月三十一日　宮浦支部

2、十一月一日以降無期限　宮浦、四山、三川支部

3、右各項以外の戦術強化については別途指令する。

四、具体的実施方法

1、職場大会の場所・時間・規模については支部闘争委員長が指示する。

2、原炭搬出指否の具体的方法については部分スト、業務指否、指名スト等最少の人員をもって目的を果すよう支部闘争委員長が指示する。

3、保安要員については従来の慣行により各支部毎に会社と協議せよ。

4、その他前各項の細部については支部闘争委員長の指示に従え。

◇スト権集約の無記名投票◇　（三川にて）

前進

炭労臨時大會に望む

第十四回炭労臨時大会は、十月三十日から十一月二日まで四日間開催される。議案についてはすでに配布された炭労新聞によって各自検討を加えられていることであろうが、重要なことは今後の闘い方よりもむしろ闘って来た経過を如何に分析し、反省するかにあろう。

それは、組織労働者がいつの時代にも、如何なる闘いの中でも常に忘れてならない宿命でありながら、とかく過ぎた事として等閑に附されがちだからである。

われ／＼は過去十数回の大会で、そのたびごとにこの点を論議した。そして闘いの反省の中から次の闘いへの方針を打ち出して来たはずであるが、成果は遅々としてあがらない。同じ批判を何回も繰り返して行はねばならない所に反省の足りなさを反省する必要を感ずるものである。

今次大会においても賃金、期末の要求書や闘いの組み方をはじめ、労基法改悪反対闘争、参議院選挙等、これまでの反省に立って検討する議案が多々あるが、同時に議案書では「闘争続行中」として提案されている小倉支部闘争と、三菱、住友、古河の企業整備闘争とを十二分に検討することを忘れてはならない。

（二）

次に議案書に対する三池の態度は、本紙記事に掲載してあるので重複を避けたいが、賃金要求書並びに期末手当要求書の検討は徹底的に論議してもらいたい。

特に期末手当については、前回までの要求方針を一変して前期妥結額プラスアルファの線で割り切っているが、果してこれが、組合員の実感のこもった要求と言うことで割り切れるものかどうか。取れる額に近付けるほど決心が固くなる（一四、五〇〇円は要求の頭初から、組合員自ら割引して計算する）との分析は、成る程うなづけないことではない。中闘としても、むしろこの方が重い下駄をはかされる結果にもなるし、組合員自身も最後のネバリを見せるだろうことも予想されないではないが、この点はもっと論議の余地があろう。

また、賃金要求書にしても最低賃金八千円の根拠や、引上げ額五〇円、三十円の根拠について、もっと明快な理論構成を要望したいし、請負給の考え方についても、も少し突っ込んで論議をしておく必要がある。

更にまた闘いの組み方であるが、過去の経験にてらしても分るように、要求書そのものの内容は団交当初に若干の応酬が試みられるに過ぎず、闘いの大半は理くつ抜きに「いくら上げるか」の交渉に終始するのが常である。

従って強力な闘いを組む具体策について細かい検討をしておくことも又重要である。

（三）

以上のように十分な討論こそ最も望ましいが、従来のあり方では到底論議を尽すことは思いも及ばない。大会中二度か三度発言が出来る者はむしろ幸運な方であるし、一つの問題について数回の応酬が為されることもまた極めて稀であるからこの点の克服について意を払わねばなるまい。

その為には小委員会制度の他に意見の集約を計る方策も研究されねばならないし大会の議事運営にも工夫をこらすことを試みたい。

最も困難な情勢下にある炭労大会を成果あらしめるため、代議員の健闘を祈る。

× × ×

不誠意な知事の態度

ラチあかぬ 地方公務員定期昇給問題

地公労共闘委 非常事態宣言発す

福岡県下の教職員並びに県庁職員四万の地方公務員各労組の仲間たちは、「定期昇給昇格完全実施」の要求を掲げて土屋知事に迫り早急実施の闘いを続けているが、十月二十二日土屋知事は地公労の代表と会見を約したにも拘らず、延々四時間、代表を置いてきぼりにしたまゝ遂に姿を見せず、地公労共同闘争委員会は知事との会見は決裂したものと判断し、十月二十三日「非常事態宣言」を発表した。定期昇給昇格完全実施要求闘争の経過の概要は次の通りである。

經過の概要

一、二十九年度一月の定期昇給昇格は県財政窮乏を理由に、二月の県会で九州各県の模様をみて発令実施するということになっていた。

その後、九州各県では全部発令実施したので、土屋知事に対し県会決定通り実施するよう要求したが、知事は「教職員の給与は国家公務員より高いので、初任給二号俸切下げる」と云い、一月定期昇給昇格を警察職員のみに実施した。

七月県会では昇給昇格予算案を提案させるよう県議会に要請し論議が交はされたが、知事は一月定昇は実施し、初任給二号俸切下げを県教委と充分論議せず人事委員会と協議し断行した。

二、初任給二号俸切下げ（五〇〇円～六〇〇円）は、昨年度「短大」を卒業の勤務者と、同コースで大学四年を卒業の勤務者との間に、甚だしい不合理を生じ「長く勉強してきた者が損をする」という結果になった。

また給与に関する規則細則を一方的に定めて、高校勤務者と小中校勤務者との間に、同学歴でありながら一号俸、或いは昇格の差をつくった。

なお、経験年数の算定等に非常に不合理な解釈を押しつけて給与切下げを意図したが、地公労の強い反対に一応とりやめた。

三、この間、知事は選挙時の報復として四回に亘る県庁職員の大異動を行い、県行政に暗影をなげかけ、県庁職員の抗議も空しかった。

四、九月十九日、長崎市で開かれた九州、山口各県知事会議へ、①定昇延引の申合せを撤回せよ ②地方交付税率三〇％引上のため中央交渉に全力を擧げよ。③機構改革の名のもとに人員整理、不当首切りは絶対反対。と要請したが、言を左右にして応ぜず、ある知事の如きは「無礼者！」と暴言。

五、四月、七月の定期昇給は実施されず、六カ月で昇給する者は三カ月、一年で昇給する者は九カ月などの引延し、日宿直料は九月でストップし予算は組まない、などの知事の言明に学校職場では不安な日が続いた。

六、九月二十三日、知事と団交、「国からの交付税率が上っても定昇引延しはする」との知事の言明に対し、定昇に伴う費用の削減は混乱を招くだけで根本的な赤字解決にはならないと追及

七、各学校の父兄・市民に対する協力要請は連合ＰＴＡの問題まで発展した。

八、人事委員会は訴願にもとづき知事、県教委に対して「三十年四月以降の定期昇給が現在なお実施されていないのは妥当であるとは認められないので条例の定める所により速やかに昇給を実施することができるよう措置されたい」と勧告

九、十月三日の交渉で、知事側の予算資料説明は内容の計が十億円も違い、ムリに作った赤字予算を暴露。

十、県教委に対し、定昇の「発令権」行使を要求

十一、校長会は「むしろ我々が先頭に立つべきだ」とし、「完全実施要求」を決定、行動開始。

十二、地方教育委員会連絡協議会は緊急臨時総会を開き、①日宿直料については知事案に絶対反対 ②定期昇給完全実施を決定し、尚、小委員会を設け発令をも含め努力する、と決定。

特に大牟田教育委員会のこの決定を支持する強力な発言があった。その後の小委員会では「知事が誠意を示さない限り県教委と協議の上一せいに発令する」との結論を出した。

十三、大牟田市連合ＰＴＡ実行理事会は、二十二日の県下ＰＴＡ会長総会に臨む態度として「教職員の昇給昇格完全獲得に全面的に協力する」と全員一致で決定、二十二日以降連日県に陳情を行うことになった。

十四、廿二日知事との公式会見決裂、廿三日非常事態宣言を発す

二十八日には県総評を主軸として県職、県教組、県高教組三者共闘の地公労決起大会が福岡で挙行されたが、大牟田でも同日、教組は十割、県職は三割の賜暇戦術をとり、福岡での決起大会に呼応して闘った。

なお、大地評は地公労に対する支援態勢について決定した。

三鉱労組は直ちに各学校分会（三十八校）に激励文をおくり、二十七日の中央委員会では、ＰＴＡとの支援協力を訴えた。

会社の背信行為を追及

住炭連傘下にスト指令

北海道歌志内労組では、会社の組合員に対する肩たゝき、希望退職募集について、その背信行為追及のため、十月二十二日以降精力的に団体交渉を継続しているが、十月二十四日開かれた炭労戦術委員会では歌志内労組の六〇名首切り問題について検討した結果、会社の背信行為を徹底的に追及し、協定違反行為の確認と充員の完全獲得のため

一、歌志内支部組合員は十月二十九日一番方より一齊二十四時間ストに突入せよ（休日を除く）

二、住友炭連傘下各支部は十月三十一日一番方より一齊二十四時間ストに突入せよ。

以上（大要）の企闘三十六号「スト突入指令」を発し、長期計画をからみ合せて強力な闘争を展開することになった。

註＝背信行為とは、弥生、弁別合併問題が出されたとき、組合は条件として肩たゝきはしないという会社からの一札をとっていたが、会社はこれを無視して歌志内で肩たゝきを行い六〇名を首切った。

期末手當 一四、五〇〇圓要求など

炭労大会に臨む三池の態度決る

第十四回炭労臨時大会は十月三十日から四日間、東京で開催されるが、三池では十月十九日の中央委員会で大会議案書（全組合員配布）の説明を行い、その間各職場で大衆討議を重ね、十月二十七日午前九時から開かれた中央委員会で、執行部から三池としての対策を提案したが、中央委員会は大衆討議の結果に基き審議した結果、執行部提案を承認し出席代議員に一任ということで三池の態度を決定した。

三池の考え方

第一号議案　期末手当、賃金闘争方針に関する件

一、考え方

過去の闘いの自己批判から賃闘期闘が組み上げられねばならないし、産業別の統一闘争が確立されることが先決である。その為の欠陥の所在を明確にする。

これを組織的に糾明すれば交渉方式ならびに戦術に大別出来る

A　交渉方式…集団交渉を必ずかち取るという決意を前提としてでなければ対角線方式最低の意味が生きない。

B　戦　術…

一齊スト―生活面の重圧ならびに貯炭一掃スト的性格に対する懸念

部分スト―賃金カットに対する態勢不安

重点スト―全組合員がスト参加の実感を伴わない

右三項の欠陥を克服する態勢と覚悟が出来なければ今次闘争は強力な闘争になり得ないし且つ一齊ストが出来なくて部分スト、重点スト等が出来るはずはないし、この様な戦術を自由に採用し得る単組にあっても一齊無期限ストを打つ覚悟がなければならない。

以上の如き考え方を基礎として左の通りの態度をもって大会に臨むが、細部については出席代議員に一任する。

三池の態度

◇五頁下段―結論の項２「半面有利な条件もある」については現状認識が総労働対総資本という対決を楽観視しているので全面的に修正する。

◇七頁下段―３「総評の秋季、春季闘争の中核となって独走の決意をもって闘いをすゝめる」中の「独走の決意」はわかるが削除を主張する。

◇九頁上段―「どのような戦術をも実行出来る体制を作る」「また匕首（あいくち）一せん一きよにして敵の首胴を断つ保安放棄闘争が必要なときもあろう」は決意は了解するも削除を主張する。

◇八頁―中小対策＝中小の実態に応じた最大の抵抗と最良の攻撃を加える指導を行うと共に大手はこれのバックアップ態勢を具体的に組むこと。

②の「一般的にいって中小炭鉱の鉱主は労働者と同じく石炭独占資本の収奪被害者である」の情勢分析については左の如く主張する。

中小の鉱主と労働者は被収奪者として字句上では同じでもその立場の相異は根本的に質が異る。この事を明確に認識してかゝらねばならない。従って考え方を糾明すると共に文書の修正を要求する。

賃金要求書について

理念＝最低賃金の要求八千円については左の如く理解する。

昨年までは十八歳男子を基準としたが、本年は最低職種を基準（与論調査も最低職種の平均出勤方数）としているので、本来ならば最低職種の平均賃金、家族構成、平均出勤方数にその基準を求めねばならない。然し成人男子に求めた理由、あるいは第三表、最低給二七五円の根拠も薄弱であるので、この点を明確にし社会常識八千円との関連を明らかにする。

家族手当について

◎支給条件の防衛闘争は重大であり、統一の件は充分の対策が必要である　◎会社として現在ふくれている家族給を展開当時に返す様出て来るであろう　◎今回の闘いとしては枠外に出すことのみに止め条件の拡大、統一は別途対策を樹てること。

請負給廃止

要求書中（一）の条文を左の通り修正する。本人給中請負給については各社各山における労使の協議決定により廃止する。

生能、精勤賞与

生能、精勤賞与は基準内賃金に入れるべきである。特に生能は請負給廃止の方針に逆行するものである。従って次の闘いとして考慮すべきである。

期末手當要求書についての考え方

1、賃金の要求理念との関連からして異った現状認識と決意をなすべきでない。

2、過去の要求理念を放棄すべきでない。

3、中闘の分析を組合員全員の実感として正当化すべきでない。しかも要求自体の空廻りではなく、要求は実感がこもっていたが、結果的に闘争が空廻りした事を反省すべきである。

4、安易な妥結を希求する態度を是正すべきである。

5、支払能力を最初から考慮してかゝる理論構成と態度は払拭せねばならない。

右の五点からして前期妥結額プラスアルファでなく、あくまで一四、五〇〇円を要求すべきである。

◇賃闘予算編成について―七円は了解する。

第二号議案　労働基準法改悪反対闘争の具体的推進に関する件―了解する。

第三号議案　闘争機構一元化に関する件―了解する。

第四号議案　参議院選挙闘争に関する件

1、公認候補の選定については代議員に一任。

2、公認候補カンパについては全国区　地方区共各五〇万円とする。

3、全国区事務所費は地方還元金より地方本部毎に処理する

4、本部書記派遣費は削除し全国区候補者に対し随行員として一名をつける。

5　壁新聞は削除。

6、予備費は四〇万円とする。

第五号議案　小倉支部闘争支援に関する件

提案の七〇円については、闘争終結の現実からして金額修正は可能であると考えるが、修正については代議員に一任。

第六号議案　炭労会館建設に関する件

組合員の負担にならない方法というが、その内容如何により承認する。

訂正

前号一面トップの前文中、二行目「デフレ下でも賃上げは不可能である」の不可能は、「可能」の誤りにつき訂正いたします。

お買いものは　ゼヒ　革新商店連盟の加盟店で

前原旗店
會旗、國旗、校旗、優勝旗
和手拭、タオル、バッジ
バツクル、其他染色一切
大牟田市本町六丁目一四六
電話三一七五番

毛糸・服地
ダイマル洋装店
新銀座
電話三六〇六番

洋品雑貨、毛糸
化粧品、小間物、石鹸
かつらや
大牟田市末廣町（元暖溜五ツ角）
電話三九〇〇番

みどりや呉服店
大牟田市築町
電話二六六五番

洋品雑貨毛絲
純毛トップ染
スキー毛糸
ビクター毛糸
カネボー毛糸
☆
三川マーケツト
つるや
電話次6179番

皆さん方と手を組合つて明るい社会をきずきましょう
エビス味噌有限會社
マルヤマ醤油株式會社
ショクヒン醤油株式會社

田河商店
大牟田出張所
電話二四八〇番